

2020年11月5日

観光庁長官
蒲生 篤実 殿

一般社団法人日本レジャーダイビング協会
会長 河野 洋平
〒102-0083 東京都千代田区麹町1-7
TEL:03-6661-6220 FAX:03-6661-6228

請願書

GoTo トラベル事業における、ダイビング免許付き宿泊プラン適用除外の見直しに関して。

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃よりダイビング事業に格別なご配慮を賜り誠に有難うございます。

さて、10月29日付けで GoTo トラベル事務局よりダイビング免許付き宿泊プランが給付金支援の対象外となる旨のメール配信があり、旅行業者及び、ダイビング事業関係者は驚きを隠せません。

つきましては、以下の理由により、適用除外の見直しをお願い申し上げます。

敬具

記

1. そもそもダイビング免許付きプランは様々な旅行会社が旅行商品として販売しており、現在、問題となっている給付金目当てに商品造成された運転免許取得とは異なる点。
2. 事務局が対象商品として適切であると認めるか否かの4つの基準・考え方について
 - ①観光を主たる目的としていること
→ダイビング講習は海で行うため、沖縄や和歌山・伊豆など日本各地で開催します。
また、1日にダイビング時間は2時間程度の為、それ以外の時間等は訪れた地域の観光も可能である。
さらに、体験型アクティビティーであるダイビングは観光目的に合致する点。
 - ②感染拡大防止の観点から問題がないこと
→メディア等でもダイビングはコロナ感染のリスクが低いアクティビティーであることが報道されている点。
 - ③旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと
→宿泊費用と比較すると講習費用が高いのは事実ですが、一般的な旅行商品には宿泊費用よりも高い航空運賃や現地での各種アクティビティーも存在しており、一概に宿泊費用の水準を超えないという判断基準は適切でない。
また、運転免許と異なり、ダイビングを行うには、現地のダイビングショップや漁業組合、空気タンク業者など、様々な関係者への経済効果をもたらす点。
 - ④旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること
→判断基準に合致
3. 免許取得後のダイバーは通常の3～4倍の旅行代金を支払い、国内外のダイビングポイントを旅行されます。
ダイビング講習だからこそ将来的にも各地への経済効果をもたらすと考えます。

以上